

# ◇平成21年4月1日付改正内容

## 1.建設工事に係る前金払の額及び対象案件の変更

建設業者における材料費等の必要経費の支弁円滑化を支援する観点から、建設工事に係る前金払の額及び対象案件について、以下のとおり改正しました。

改正前 対 象: 契約金額が500万円以上かつ契約期間が60日以上  
前金払額: 契約金額の30%以内(限度額: 3,000万円)

改正後 対 象: 契約金額が500万円以上(契約期間60日以上は撤廃)  
前金払額: 契約金額の40%以内(限度額: 6,000万円)

※平成21年4月1日以降に契約を締結するものについて適用します。

## 2.建設コンサルタント業務に係る競争入札への平均額型最低制限価格制度の導入

本市においては、現在、建設工事における競争入札を対象に平均額型最低制限価格制度を導入しておりますが、平成21年4月1日以降に公告及び指名通知を行う案件より、従来の建設工事に加え、設計・調査・測量に係る委託契約のうち、建設コンサルタント業務に係る競争入札(一般競争入札及び指名競争入札)についても同制度を導入いたします。

### ◆建設コンサルタント業務に係る最低制限価格算定方法

有効な全入札金額を平均した数値の80%の額  
(1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)

## 3.工事实績情報サービス(CORINS)の登録義務対象

### 工事の変更

本市においては、不良不適格業者を排除し、公共工事の透明性の向上及び品質の確保を図るため、平成15年4月より、請負金額2,500万円以上の建設工事を対象に、工事实績情報サービス(CORINS)への登録を義務化しておりますが、平成21年4月1日以降に契約を締結する建設工事を対象に、以下のとおり請負金額500万円以上2,500万円未満の建設工事についても、登録を義務化することとしました。請負者は、以下のとおりにCORINSへの登録手続きを行ってください。

変更前 契約金額2,500万円以上の建設工事⇒登録の義務化(詳細CORINS)  
契約金額500万円以上2,500万円未満の建設工事⇒任意登録

変更後 契約金額2,500万円以上の建設工事⇒登録の義務化(詳細CORINS)  
契約金額500万円以上2,500万円未満の建設工事  
⇒登録の義務化(簡易CORINS)

## (1)CORINS とは

Costruction Records Information Service の略称で「工事实績情報サービス」を指します。公共工事を受注した企業が、その工事の内容をJACIC(財団法人日本建設情報総合センター)に契約単位で登録し、その登録内容をJACICが一括して管理し、発注機関に情報を提供するものです。発注機関では指名業者選定、手持ち工事確認、技術者の配置状況の確認等に利用しています。

## (2)詳細CORINSについて

### ①登録対象工事

請負金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)が2,500万円以上の建設工事

### ②登録手続き

工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注、変更、完成及び訂正時に「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上で、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に詳細CORINSの登録申請を行ってください。

### ③登録の時期(登録時期については、土・日曜日・祝祭日・年末年始を除く。)

- ・受注時登録 契約締結後10日以内に登録申請をしてください。
- ・竣工時登録 工事完成後10日以内に登録申請をしてください。
- ・変更時登録 配置技術者等の変更のときは、変更後10日以内に登録申請をしてください。

契約内容の変更のときは、契約変更後10日以内に登録申請をしてください。

- ・訂正時登録 適宜、登録申請をしてください。

※変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとします。

## (3)簡易CORINSについて

### ①登録対象工事

請負金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)が500万円以上2,500万円未満の建設工事

### ②登録手続き

工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注及び訂正時に「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上で、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に簡易CORINSの登録申請を行ってください。

### ③登録の時期(登録時期については、土・日曜日・祝祭日・年末年始を除く。)

- ・受注時登録 契約締結後10日以内に登録申請をしてください。
- ・竣工時登録 必要ありません。
- ・途中変更時登録 必要ありません。
- ・訂正時登録 適宜、登録申請をしてください。

## (4)工事カルテ受領書の写しの提出について

(財)日本建設情報総合センター発行の工事カルテ受領書が請負者に届いた際は、その写しを監督員に提出してください。

※ 登録の方法等詳細につきましては、下記のJACICホームページを参照してください。

JACIC <http://www.jacic.or.jp/>  
CORINS <http://www.ct.jacic.or.jp/corins/>

## 4,工事請負契約約款の共通化

工事請負契約約款について、従来、契約保証金や債務負担行為の有無等により、複数の約款が存在していましたが、埼玉県建設工事標準請負契約約款を元に、建設工事において共通して使用する約款を制定しました。(平成21年4月1日以降に契約を締結する案件において使用します。)

## 5,越谷市建設工事請負等競争入札参加者心得の制定

指名競争入札を対象とした既存の「建設工事請負等指名競争入札参加者心得」を廃止し、埼玉県における「埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得」に準じ、競争入札全般を対象とした「越谷市建設工事請負等競争入札参加者心得」を制定しました。(平成21年4月1日以降に公告及び指名通知を行う案件に参加する方に、発注図書として配付します。)

## 6,総合評価方式の試行及び検討

公共工事の品質確保等の観点から、価格だけではなく、企業の技術力等を含め、総合的に評価して落札者を決定する、総合評価方式について、平成19年度より試行的に実施しておりますが、平成21年度においても試行を継続するとともに、今後の本格導入に向けて検討していく予定です。